

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。)第11条の2の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)の通勤手当支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 条例第11条の2およびこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署(公署に出張所その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員についてはそれらをもつて勤務公署とする。以下同じ。)との間を往復することをいう。

2 条例第11条の2に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離ならびに同条およびこの規則に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備または欠くに至った場合には、通勤(異動)届(別記様式)によりすみやかに管理者に届け出なければならない。次に該当する場合についても同様とする。

(1) 住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等の額に変更のあつた場合
(確認および決定)

第4条 管理者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出にかかる事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認して、その者が条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、または改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

第5条 条例第11条の2第1項第1号に規定する「交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員」とは、管理者が身体障害等のため、歩行することが著しく困難であると認めた職員をいう。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法による運賃等の額によるものとする。

(令6規則6・一部改正)

第7条 前条の通勤の経路または方法は、往路と帰路とを異にし、または往路と帰路とにおけるそれぞれの方法を異にするものであつてはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 条例第11条の2第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次の各号による額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間1箇月の定期券の価額(価額の異なる定期券を発行しているときは最も低廉となる定期券の価額)。ただし、交替勤務に従事する職員等で平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないもの(以下「交替勤務者等」という。)について、この額が次号の場合による額を超えるときは、同号の場合による額とする。

(2) 交通機関等が定期券を発行していない場合には、当該交通機関等の利用区間について通勤21回分(在宅勤務等手当を支給される職員、交替勤務者等にあつては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額であつて最も低廉となるもの

(3) 第7条ただし書に該当する場合は、往路および帰路の交通機関等について、前2号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額

(令6規則6・一部改正)

(定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第11条の2第2項第2号の規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第11条の2第2項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

(令6規則6・追加)

(併用者の区分および支給額)

第8条の3 条例第11条の2第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分およびこれに対応する同条第2項第2号に規定する通勤手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条の2第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離以内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員および自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難で

ある職員 運賃等相当額および条例第10条の3第2項第2号に掲げる額の合計額(その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円)を45,000円に加算した額)

(2) 条例第10条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 条例第10条の3第2項第1号に掲げる額

(3) 条例第10条の3第1項第3号に掲げる職員のうち運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 条例第10条の3第2項第2号に掲げる額
(平8規則7・一部改正、令6規則6・旧第8条の2繰下)

(交通の用具)

第9条 条例第11条の2第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、組合の所有に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車。但し、原動機付のものを除く。

(支給の始期および終期)

第10条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第11条の2第1項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、または死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(支給できない場合)

第11条 条例第11条の2第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

2 通勤手当は、職員が次の各号の一に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。) 第29条の規定に基づき停職を命ぜられた場合

(2) 地公法第55条の2第1項ただし書の規定に基づき専従休職者の許可を与えられた場合
(令6規則6・一部改正)

(事後の確認)

第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第7条第1項の職員たる要件を具備するかどうかおよび通勤手当の月額が適正であるかどうか、または通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

(支給の方法)

第13条 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに通勤手当に係る事実を確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日以後において支給することができるものとする。

2 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして移動した場合におけるその移動した日の属する月の通勤手当は、前項本文の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者においてその月分を支給する。この場合において、その給料の支給義務者は、職員の移動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和45年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年規則第5号)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

- 2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて昭和47年4月1日からこの規則の公布の日までの間に職員に支払われた通勤手当は、改正後の規則の規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則(昭和49年規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年規則第3号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則、鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて、昭和49年4月1日(宿日直手当については同年9月1日)からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和50年規則第1号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則、鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の住居手当の支給に関する規則の規定に基づいて昭和50年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和51年規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則第20条第4項の規定は、昭和51年12月2日から、別表第1の表、支給額改正および改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則の規定は、昭和52年1月1日から適用する。
2 職員が改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて、昭和51年4月1日以後の分として支給を受けた手当および給与は、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定による手当および給与の内払とみなす。

附 則(昭和57年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和62年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成元年規則第6号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。
2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の規則の規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則(平成4年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年規則第10号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第6号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

(平17規則2・一部改正)

別記様式

通 勤 (異 動) 届

年 月 日提出

鯖江・丹生消防組合 管理者 殿		勤 務 公 署 名		おもな届出事由 ☐ 新規(異動の場合を含む。) ☐ 住 居 の 変 更 ☐ 通 勤 経 路 の 変 更 ☐ 通 勤 方 法 の 変 更 ☐ 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生年月日 年 月 日			
		所 在 地					
職		氏 名	⑮				
住 所							
鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。							
順路	通 勤 方法の別	区 間	距 離 (概算)	所要時間 (概算)	乗 車 券 の 種 類	左の乗車券 の 額	備 考
1		住居から(経由) まで	km	時間 分		円	
2		から() まで	km	→		円	
3		から() まで	km	→		円	
4		から() まで	km	→		円	

5		から() まで	km	→		円	
他に利用できる 交通機関等の名 称および利用区 間等			総 通 勤 距 離 (概 算)		km		
			総 所 要 時 間 (概 算)		時間 分		
			平均1月間の運賃等の負担額		円		
通勤経路の略図(経路朱線)				記 入 上 の 注 意 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「おもな届出事由」欄には、この届を行うおもな原因の一にのみレを付する。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の経路に従い、徒歩、自転車、原付自転車、電車○〇線等の別を記入する。 4 「乗車券の種類」欄には1月定期、3月定期、6月定期、優待乗車券等の別を記入する。 5 「左の乗車券の額」欄には、1月定期、3月定期、6月定期券等乗車券に応ずる額を記入する。 6 往路と帰路の異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。			

課長		司令・参事・課長補佐		課員		受理年月日		年 月 日				
						確認および決定年月日		年 月 日				
確認および決定欄（提出者は記入しないこと）	順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券その他の利用区間の別	1月の運賃等の算出の基礎	1月の運賃等の額	運賃改正による1月の運賃等の額					
		交通機関等の名称					年 月 日 改正		年 月 日 改正		年 月 日 改正	
	1					円	円		円		円	
	2					円	円		円		円	
	3					円	円		円		円	
	4					円	円		円		円	
	5					円	円		円		円	
	計					円	円		円		円	
	1月の運賃等の額の総額（規則第8条の額）					円	円		円		円	
	決定事項	該当 非該当の別			支給の開始等			通勤手当の月額			備考	
☐ 該当			年 月 日			円						
☐ 交通機関等利用			年 月 日			円						
☐ 自転車利用			年 月 日			円						
☐ 原付自転車利用			年 月 日			円						
☐ 自動車利用			年 月 日			円						
☐ 非該当			年 月 日			円						
理由			年 月 日			円						